

ケアハウスハーモニーおくの運営規程

平成18年4月1日制定

一部改正 令和3年6月10日施行

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人城ヶ崎いこいの里（以下「法人」という。）が開設するケアハウスハーモニーおくの（以下「施設」という。）は、入居する者（以下「入居者」という。）に対し、日常生活上必要な便宜（以下「サービス」という。）を提供する。

(運営の方針)

第2条 施設は、入居者が健康で、明るい生活を送れるようにすることを目指す。

2 施設は、入居者の意志及び人格を尊重し、常にその入居者の立場に立ってサービスを提供する。

3 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係各機関との密接な連携に努める。

(定員)

第3条 施設の定員は、30名とする。

(従業者の職種及び員数)

第4条 施設は、次の従業者を置く。

- (1) 施設長兼事務員 1名 (常勤)
- (2) 生活相談員 1名以上 (常勤)
- (3) 介護職員 1名以上 (常勤)

2 業務の実情に応じ、必要な従業者を置くことができる。

(従業者の職務)

第5条 前条に定める従業者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 施設長は、施設の運営管理、業務の統括及び所定の事務に従事する。
- (2) 生活相談員は、施設長の命を受けて入居者の相談・助言及び関係各機関との連絡調整に従事する。
- (3) 介護職員は、施設長の命を受けて入居者の援助に従事する。

(勤務体制の確保等)

第6条 施設は、入居者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、従業者

の勤務の体制を定めておく。

- 2 施設は、その施設の従業者によってサービスを提供する。ただし、入居者へのサービスに直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保する。

(入居)

第7条 施設に入居することができる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 原則として60歳以上の者。ただし、60歳以上の者とともに入居する場合については、この限りではない。
 - (2) 自炊ができない程度の身体機能の低下、または高齢等のため独立して生活するには不安が認められ、家族による援助を受けることが困難な者
 - (3) 伝染性疾患及び精神疾患等のない者
 - (4) 介助を必要としないで日常生活を営むことができる者
 - (5) 所定の利用料が負担できる者
 - (6) 確実な保証能力を有する身元保証人をたてられる者
- 2 入居の手続きは、別紙1のとおりとする。

(重要事項の説明及び契約の締結)

第8条 施設長は、入居が決定した者に契約内容及び重要事項を説明し、同意を得た上でケアハウスハーモニーおくの入居契約書(別紙2-1か別紙2-2)を交わす。

(サービスの内容及び利用料等)

- 第9条 サービスの内容は、相談、助言、食事の提供、入浴の準備等とする。
- 2 利用料は、厚生労働大臣が定める生活費、事務費と管理費の合算額以下とする。
 - 3 個別の使用に係る水道光熱費、電話料等の使用料は個人の負担とする。

(サービス対象外の内容及び利用料)

- 第10条 サービス対象外の内容は、入居者との合意に基づき、次のとおりとする。
- (1) 入居者が希望する特別な食事の提供
 - (2) 入居者が希望する医療の受診
 - (3) 入居者が希望する教養娯楽設備等及びレクリエーション行事
 - (4) その他のサービス

(相談、助言等)

- 第11条 施設は、入居者の各種相談に応ずるとともに適切な助言等に努める。
- 2 施設は、常に関係各機関と十分な連携をとり、必要に応じ、その有効な利用につい

て入居者への紹介・手続き等の援助を行う。

(食事)

第12条 施設は、栄養及び入居者の心身の状況に応じて、次のように食事を提供する。

- (1) 入居者に適した食事を1日に3食提供する。
- (2) 栄養士により作成された献立に従った食事を提供する。
- (3) 食事時間は、入居者の希望に添えるよう努める。

(入浴)

第13条 施設は、次のように入浴を提供する。

- (1) 入浴の準備は隔日以上とする。ただし、入浴の準備を行わない日であってもシャワーが使用できるよう努める。
- (2) 原則として、個別の入浴介助は行わない。

(入居者の活動への協力)

第14条 施設は、入居者の生活が健康で明るいものとなるよう、必要に応じ、入居者に助言を行うとともに、入居者が自主的に趣味、教養娯楽、交流行事等行う場合には協力する。

(健康管理)

第15条 施設は、定期的に健康診断を受ける機会を提供するとともに、その記録を保存し、健康の保持、疾病の予防に努める。

(衛生管理等)

第16条 施設は、入居者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用水について、衛生的な管理に努める。

- 2 施設は、施設内において感染症の発生、または蔓延防止に必要な措置を講ずるよう努める。
- 3 施設は、施設の内外を常に清潔にする。

(夜間管理体制)

第17条 施設は、夜間緊急事態が発生した場合は、併設施設における機能の連携の元に対応する。

(留意事項)

第18条 入居者は、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 施設が定めた諸規律を守るとともに、他人に迷惑を及ぼし集団生活を乱すような言動をしないこと。
- (2) 常に居室を清潔にし、良好な環境と衛生の保持に努めること。
- (3) 入居後に、身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに届け出ること。
- (4) その他、施設の意向に反する行為をしないこと。

2 入居者は次の行為をする際は、施設長の承認を得なければならない。

- (1) 外泊をするとき。
- (2) 来訪者が宿泊するとき。
- (3) 敷地内に自動車等を保有するとき。
- (4) 敷地内に耕作するとき。
- (5) 居室又は敷地内でペット類を飼育するとき。

(禁止行為)

第19条 入居者は、次の行為をしてはならない。ただし、施設長が場所、時間等を指定して許可した場合には、その限りではない。

- (1) 危険物及び有害物を持ち込むこと。
- (2) 施設、設備及び備品等を壊したり汚したりすること。
- (3) 施設長の承認を得ずに居室の形状を変更するような工作をすること。
- (4) 他の入居者または従業員の生命、身体、財物及び信用等を傷つけること。
- (5) 迷惑をかけるような宗教活動、政治活動及び営利活動等をすること。
- (6) 迷惑をかけるような楽器の演奏等をすること。
- (7) その他良識を欠く行為をすること。

2 施設は、サービスの実施及び安全衛生上若しくは、管理上の必要がある場合には、相当な処置をすることがある。

(損害賠償)

第20条 入居者は、故意または重大な過失によって、他の利用者及び従業員等に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。

2 入居者は、故意または重大な過失によって、建物、設備及び備品等に損害を与えた時は、その損害を弁償、または現状に回復しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第21条 施設は、入居者の処遇の状況等を記録する。

(秘密保持)

第22条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者またはその家族等の秘密を漏らしてはならない。

- 2 施設は、従業者であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者またはその家族等の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- 3 施設は、他の居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得ておかなければならない。
- 4 施設は、入居者またはその家族等の個人情報を、サービス提供以外の目的に使用してはならない。

(緊急時の対応)

第23条 施設は、入居者の健康状態に異状がみられた場合、その他必要な場合は速やかに主治医に連絡を行う等必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第24条 施設は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに入居者の家族等及び市町村に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。
- 2 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録する。
 - 3 施設は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(苦情処理)

第25条 施設は、別に定める社会福祉法人城ヶ崎いこいの里苦情処理規程により、入居者及びその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応する。

(非常災害対策)

- 第26条 施設は、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制並びに避難及び誘導の体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行う。
- 2 施設は、周辺の環境を踏まえて、かつ、地震、風水害、火災その他非常災害の種別に応じて前項に規定する計画を作成する。

(虐待防止に関する事項)

- 第27条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結

果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（退居）

第28条 入居者または施設は、次の各号に該当するときは、契約を解除する事ができる。

- (1) 入居者が死亡したとき。
 - (2) 入居者から契約の解除の申し出があったとき。
 - (3) 不正または偽りの手段により入居していたとき。
 - (4) 正当な理由なく利用料を滞納したとき。
 - (5) 日常生活に介助を必要とし、施設での生活が著しく困難と認められたとき。
 - (6) その他、入居を継続することが適当でない特別な理由が生じたとき。
- 2 入居者は、契約の解除を希望する日の30日前までに文書で申し出る。
- 3 施設が都合により契約を解除するときは、契約を解除する日の2か月前までに入居者に文書で通知する。
- 4 施設は、入居者が退去後に置かれる環境等を考慮し、円滑な退去のために必要な援助を行う。

（委任）

第29条 施設は、この規程に定めるものの他、施設の運営に関する事項について理事会の承認を得て別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 ケアハウス ハーモニーおくの管理規程は、平成18年3月31日廃止する。

附 則

この規程は、令和3年6月10日から施行する。ただし、この規程の改正後の第27条第1項各号は、令和3年4月1日から適用し、この規程の適用の日から令和6年3月31日までの間、規定中「講じるものとする」とあるのは「講ずるよう努めるものとする」とする。